

介護予防訪問型サービスコード表(介護予防訪問介護に相当するサービス):A2

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	訪問型サービス	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ 日割	サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	訪問型サービス	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ 日割	サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	訪問型サービス	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ 日割	サービス費Ⅲ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	2411	訪問型サービスⅣ	訪問型サービス費Ⅳ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)*1月の中で全部で4回まで	268	1回につき(※1)
A2	2511	訪問型サービスⅤ	訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)*1月の中で全部で5回から8回まで	272	1回につき(※1)
A2	2621	訪問型サービスⅥ	訪問型サービス費Ⅵ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)*1月の中で全部で9回から12回まで	287	1回につき(※1)
A2	1411	訪問型短時間サービス	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2(20分未満)*1月につき22回まで	167	1回につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		100単位加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ			(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000	1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000	

※1 「1回につき」のサービスコードは、緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定ができるものとします。

- …新規のサービスコード
- …適用終了のサービスコード